

別表第2（第5条関係）

補助対象経費	内 容	
店舗契約に係る初期費用等	(1) 前払い家賃(契約時に一括して前払いするものに限る。) (2) 敷金 (3) 礼金 (4) 保証料 (5) 不動産購入経費	
店舗改装費	(1) 床工事	整備に係る経費 (作業経費、設備機器経費を含む。)
	(2) 天井工事	
	(3) 壁・間仕切壁・窓・出入口工事	
	(4) 電気設備工事	
	(5) 空調・換気設備工事	
	(6) 給排水衛生設備工事	
	(7) ガス設備工事	

備考

- 1 不動産の仲介手数料を除く。
- 2 補助金の交付を申請した年度内に契約したのものに限る。
- 3 領収書又は支払いを証する書類（名宛人が申請者と同一名義のものに限る。）が提出できない経費は、補助対象経費から除外する。